

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認茨城地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	121 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	119 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	8 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

ねんきん特別便が届き、納付記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料が未納とされていた。会社を退職後、父が国民年金の加入手続きを行い、結婚前から現在まで未納なく保険料を納付してきた。

このため、申立期間の保険料のみが未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者台帳によると、申立人は、申立期間前後の国民年金保険料を現年度納付している事実が確認できることから、申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

また、申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から39年3月まで

ねんきん特別便を確認したところ、昭和38年10月から39年3月までの国民年金保険料の納付事実の確認ができなかった。

昭和36年4月から40年6月までのうち、申立期間以外の期間については、厚生年金保険に加入していたが、国民年金保険料を納付していた。私が所持している国民年金手帳にも、申立期間を含む昭和36年4月から40年6月までの保険料を収納した印が押されており、申立期間については、国民年金被保険者期間であったはずである。

このため、申立期間について、国民年金保険料が還付済みとされ、保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳により、申立人は、申立期間を含む昭和36年4月から40年6月までの国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者資格記録については、オンライン記録により、昭和36年1月4日に取得後、同年10月21日に喪失し、39年4月1日に再取得したことが確認できることから、国民年金被保険者名簿により、行政側は、申立期間を含む36年4月から40年6月までの全ての期間について、申立人が厚生年金保険に加入していたことを理由として、41年9月20日に、当該期間に係る国民年金保険料の還付処理を行ったことが確認できるものの、申立人が、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実は無いことから、申立期間については、本来、国民年金の強制加入被保険者期

間であり、国民年金保険料が納付されていたにもかかわらず還付<sup>かし</sup>手続が行われ、未加入期間となっていることについて、行政側の事務<sup>かし</sup>手続の瑕疵があったと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間について、申立人は、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間における標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 10 月 1 日から 50 年 10 月 1 日まで

年金事務所で標準報酬月額について確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和 49 年 10 月 1 日から 50 年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額が、私が保有する給与明細書により確認できる保険料控除額に見合っていないことが判明した。

このため、申立期間の標準報酬月額について、保険料控除額に見合う額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書（昭和 49 年 10 月分及び同年 11 月分）により、給与総支給額に見合う標準報酬月額及び保険料控除額（健康保険・厚生年金保険料の合計額）に見合う標準報酬月額は、それぞれ6万円であり、健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できる標準報酬月額（5万6,000円）を上回っていることが確認できる。

また、申立期間内である昭和 49 年 11 月 1 日付けで、健康保険料率の改定（72/1,000 から 76/1,000 に改定）が行われているところ、申立人から提出された給与明細書により、申立人の同年 11 月分の給与について、A社は、改定後の保険料率を適用し、標準報酬月額6万円に相当する保険料を控除していることが確認できることから、給与明細書の無い同年 12 月から 50 年 9 月までの期間についても、同年 10 月の定時決定が行われるまで、同社は、申立人の給与から、継続して、標準報酬月額6万円に相当する厚生年金保険料を控除していたものと推認できる。

さらに、A社に照会したところ、当時の資料が残っていないものの、申立

人から提出された給与明細書（昭和 49 年 10 月分及び同年 11 月分）により、標準報酬月額 6 万円に相当する厚生年金保険料を控除していることが確認できることから、昭和 49 年 12 月から 50 年 9 月までの期間についても、標準報酬月額 6 万円に相当する厚生年金保険料を控除していたとの回答が得られた。

加えて、申立人が勤務していた当時の A 社 B 営業所の所長に照会したところ、当時、給与が上がることはあっても下がることはなかったことから、申立人の標準報酬月額が前年より低額になる（健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の標準報酬月額に係る記録は、昭和 49 年 10 月に 6 万円から 5 万 6,000 円に下がっている。）理由は思い当たらない旨の証言が得られた。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、6 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に見合う保険料を納付したか否かについては、A 社は、これを確認できる関連資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は102万9,000円、16年7月27日は88万4,000円、同年12月22日は96万1,000円、17年7月26日は80万6,000円、同年12月26日は62万円、18年7月28日は76万7,000円、同年12月25日は66万3,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日  
⑥ 平成18年7月28日  
⑦ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定す

ることとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 12 月 25 日は 102 万 9,000 円、16 年 7 月 27 日は 88 万 4,000 円、同年 12 月 22 日は 96 万 1,000 円、17 年 7 月 26 日は 80 万 6,000 円、同年 12 月 26 日は 62 万円、18 年 7 月 28 日は 76 万 7,000 円、同年 12 月 25 日は 66 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は79万6,000円、16年7月27日は63万9,000円、同年12月22日は73万6,000円、17年7月26日は55万8,000円、同年12月26日は48万8,000円、18年7月28日は59万円、同年12月25日は50万7,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日  
⑥ 平成18年7月28日  
⑦ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成15年12月25日は79万6,000円、16年7月27日は63万9,000円、同年12月22日は73万6,000円、17年7月26日は55万8,000円、同年12月26日は48万8,000円、18年7月28日は59万円、同年12月25日は50万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は79万6,000円、16年7月27日は64万9,000円、同年12月22日は74万7,000円、17年7月26日は57万6,000円、同年12月26日は45万7,000円、18年7月28日は56万1,000円、同年12月25日は44万1,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日  
⑥ 平成18年7月28日  
⑦ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成15年12月25日は79万6,000円、16年7月27日は64万9,000円、同年12月22日は74万7,000円、17年7月26日は57万6,000円、同年12月26日は45万7,000円、18年7月28日は56万1,000円、同年12月25日は44万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は75万3,000円、16年7月27日は65万5,000円、同年12月22日は69万3,000円、17年7月26日は58万3,000円、同年12月26日は43万1,000円、18年7月28日は52万8,000円、同年12月25日は45万7,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日  
⑥ 平成18年7月28日  
⑦ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 12 月 25 日は 75 万 3,000 円、16 年 7 月 27 日は 65 万 5,000 円、同年 12 月 22 日は 69 万 3,000 円、17 年 7 月 26 日は 58 万 3,000 円、同年 12 月 26 日は 43 万 1,000 円、18 年 7 月 28 日は 52 万 8,000 円、同年 12 月 25 日は 45 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は56万6,000円、16年7月27日は49万8,000円、同年12月22日は50万3,000円、17年7月26日は44万9,000円、同年12月26日は40万円、18年7月28日は46万8,000円、同年12月25日は41万1,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日  
⑥ 平成18年7月28日  
⑦ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成15年12月25日は56万6,000円、16年7月27日は49万8,000円、同年12月22日は50万3,000円、17年7月26日は44万9,000円、同年12月26日は40万円、18年7月28日は46万8,000円、同年12月25日は41万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は66万4,000円、16年7月27日は57万3,000円、同年12月22日は61万8,000円、17年7月26日は50万7,000円、同年12月26日は40万6,000円、18年7月28日は53万8,000円、同年12月25日は38万6,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日  
⑥ 平成18年7月28日  
⑦ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 12 月 25 日は 66 万 4,000 円、16 年 7 月 27 日は 57 万 3,000 円、同年 12 月 22 日は 61 万 8,000 円、17 年 7 月 26 日は 50 万 7,000 円、同年 12 月 26 日は 40 万 6,000 円、18 年 7 月 28 日は 53 万 8,000 円、同年 12 月 25 日は 38 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は65万7,000円、16年7月27日は57万円、同年12月22日は63万1,000円、17年7月26日は50万5,000円、同年12月26日は40万4,000円、18年7月28日は53万6,000円、同年12月25日は38万5,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日  
⑥ 平成18年7月28日  
⑦ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 12 月 25 日は 65 万 7,000 円、16 年 7 月 27 日は 57 万円、同年 12 月 22 日は 63 万 1,000 円、17 年 7 月 26 日は 50 万 5,000 円、同年 12 月 26 日は 40 万 4,000 円、18 年 7 月 28 日は 53 万 6,000 円、同年 12 月 25 日は 38 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を52万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月25日

A社から、支給された賞与の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、52万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は75万5,000円、16年7月27日は45万8,000円、同年12月22日は50万6,000円、17年7月26日は42万6,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認でき

る保険料控除額から、平成 15 年 12 月 25 日は 75 万 5,000 円、16 年 7 月 27 日は 45 万 8,000 円、同年 12 月 22 日は 50 万 6,000 円、17 年 7 月 26 日は 42 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は49万8,000円、16年7月27日は39万3,000円、同年12月22日は42万4,000円、17年7月26日は39万4,000円、同年12月26日は30万円、18年7月28日は35万9,000円、同年12月25日は31万8,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和42年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日  
⑥ 平成18年7月28日  
⑦ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成15年12月25日は49万8,000円、16年7月27日は39万3,000円、同年12月22日は42万4,000円、17年7月26日は39万4,000円、同年12月26日は30万円、18年7月28日は35万9,000円、同年12月25日は31万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は47万4,000円、16年7月27日は45万5,000円、同年12月22日は43万6,000円、17年7月26日は41万2,000円、同年12月26日は34万1,000円、18年7月28日は39万6,000円、同年12月25日は37万8,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日  
⑥ 平成18年7月28日  
⑦ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成15年12月25日は47万4,000円、16年7月27日は45万5,000円、同年12月22日は43万6,000円、17年7月26日は41万2,000円、同年12月26日は34万1,000円、18年7月28日は39万6,000円、同年12月25日は37万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は59万2,000円、16年7月27日は54万9,000円、同年12月22日は54万6,000円、17年7月26日は57万3,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認でき

る保険料控除額から、平成 15 年 12 月 25 日は 59 万 2,000 円、16 年 7 月 27 日は 54 万 9,000 円、同年 12 月 22 日は 54 万 6,000 円、17 年 7 月 26 日は 57 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は60万5,000円、16年7月27日は51万1,000円、同年12月22日は58万2,000円、17年7月26日は43万1,000円、同年12月26日は37万6,000円、18年7月28日は42万9,000円、同年12月25日は38万7,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日  
⑥ 平成18年7月28日  
⑦ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成15年12月25日は60万5,000円、16年7月27日は51万1,000円、同年12月22日は58万2,000円、17年7月26日は43万1,000円、同年12月26日は37万6,000円、18年7月28日は42万9,000円、同年12月25日は38万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は35万7,000円、16年7月27日は32万7,000円、同年12月22日は34万円、17年7月26日は29万2,000円、同年12月26日は24万2,000円、18年7月28日は29万円、同年12月25日は24万9,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和47年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日  
⑥ 平成18年7月28日  
⑦ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 12 月 25 日は 35 万 7,000 円、16 年 7 月 27 日は 32 万 7,000 円、同年 12 月 22 日は 34 万円、17 年 7 月 26 日は 29 万 2,000 円、同年 12 月 26 日は 24 万 2,000 円、18 年 7 月 28 日は 29 万円、同年 12 月 25 日は 24 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は67万6,000円、16年7月27日は53万5,000円、同年12月22日は58万7,000円、17年7月26日は46万2,000円、同年12月26日は37万4,000円、18年7月28日は41万3,000円、同年12月25日は39万5,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日  
⑥ 平成18年7月28日  
⑦ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 12 月 25 日は 67 万 6,000 円、16 年 7 月 27 日は 53 万 5,000 円、同年 12 月 22 日は 58 万 7,000 円、17 年 7 月 26 日は 46 万 2,000 円、同年 12 月 26 日は 37 万 4,000 円、18 年 7 月 28 日は 41 万 3,000 円、同年 12 月 25 日は 39 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は50万5,000円、16年7月27日は48万1,000円、同年12月22日は55万1,000円、17年7月26日は38万7,000円、同年12月26日は33万7,000円、18年7月28日は34万5,000円、同年12月25日は34万3,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和46年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日  
⑥ 平成18年7月28日  
⑦ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 12 月 25 日は 50 万 5,000 円、16 年 7 月 27 日は 48 万 1,000 円、同年 12 月 22 日は 55 万 1,000 円、17 年 7 月 26 日は 38 万 7,000 円、同年 12 月 26 日は 33 万 7,000 円、18 年 7 月 28 日は 34 万 5,000 円、同年 12 月 25 日は 34 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は47万8,000円、16年7月27日は43万7,000円、同年12月22日は45万3,000円、17年7月26日は40万8,000円、同年12月26日は32万7,000円、18年7月28日は37万4,000円、同年12月25日は34万円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和38年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日  
⑥ 平成18年7月28日  
⑦ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 12 月 25 日は 47 万 8,000 円、16 年 7 月 27 日は 43 万 7,000 円、同年 12 月 22 日は 45 万 3,000 円、17 年 7 月 26 日は 40 万 8,000 円、同年 12 月 26 日は 32 万 7,000 円、18 年 7 月 28 日は 37 万 4,000 円、同年 12 月 25 日は 34 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は54万7,000円、16年7月27日は47万5,000円、同年12月22日は50万3,000円、17年7月26日は42万3,000円、同年12月26日は34万3,000円、18年7月28日は38万2,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日  
⑥ 平成18年7月28日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の

範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 12 月 25 日は 54 万 7,000 円、16 年 7 月 27 日は 47 万 5,000 円、同年 12 月 22 日は 50 万 3,000 円、17 年 7 月 26 日は 42 万 3,000 円、同年 12 月 26 日は 34 万 3,000 円、18 年 7 月 28 日は 38 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は53万円、16年7月27日は47万2,000円、同年12月22日は57万4,000円、17年7月26日は44万9,000円、同年12月26日は37万6,000円、18年7月28日は44万5,000円、同年12月25日は41万7,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日  
⑥ 平成18年7月28日  
⑦ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成15年12月25日は53万円、16年7月27日は47万2,000円、同年12月22日は57万4,000円、17年7月26日は44万9,000円、同年12月26日は37万6,000円、18年7月28日は44万5,000円、同年12月25日は41万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は40万6,000円、16年7月27日は32万5,000円、同年12月22日は35万3,000円、17年7月26日は29万4,000円、同年12月26日は24万9,000円、18年7月28日は29万2,000円、同年12月25日は28万6,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日  
⑥ 平成18年7月28日  
⑦ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成15年12月25日は40万6,000円、16年7月27日は32万5,000円、同年12月22日は35万3,000円、17年7月26日は29万4,000円、同年12月26日は24万9,000円、18年7月28日は29万2,000円、同年12月25日は28万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は42万5,000円、16年7月27日は41万6,000円、同年12月22日は35万9,000円、17年7月26日は34万2,000円、同年12月26日は27万6,000円、18年7月28日及び同年12月25日は33万6,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日  
⑥ 平成18年7月28日  
⑦ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 12 月 25 日は 42 万 5,000 円、16 年 7 月 27 日は 41 万 6,000 円、同年 12 月 22 日は 35 万 9,000 円、17 年 7 月 26 日は 34 万 2,000 円、同年 12 月 26 日は 27 万 6,000 円、18 年 7 月 28 日及び同年 12 月 25 日は 33 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は36万7,000円、16年7月27日は31万6,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和48年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成15年12月25日は36万7,000円、16年7月27日は31万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は42万1,000円、16年7月27日は37万円、同年12月22日は39万4,000円、17年7月26日は33万2,000円、同年12月26日は34万7,000円、18年7月28日は42万2,000円、同年12月25日は32万5,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日  
⑥ 平成18年7月28日  
⑦ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 12 月 25 日は 42 万 1,000 円、16 年 7 月 27 日は 37 万円、同年 12 月 22 日は 39 万 4,000 円、17 年 7 月 26 日は 33 万 2,000 円、同年 12 月 26 日は 34 万 7,000 円、18 年 7 月 28 日は 42 万 2,000 円、同年 12 月 25 日は 32 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は48万6,000円、16年7月27日は38万5,000円、同年12月22日は40万7,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成15年12月25日は48万6,000円、16年7月27日は38万5,000円、同年12月22日は40万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は35万6,000円、16年7月27日は31万2,000円、同年12月22日は30万1,000円、17年7月26日は28万7,000円、同年12月26日は23万4,000円、18年7月28日は28万円、同年12月25日は28万2,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日  
⑥ 平成18年7月28日  
⑦ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成15年12月25日は35万6,000円、16年7月27日は31万2,000円、同年12月22日は30万1,000円、17年7月26日は28万7,000円、同年12月26日は23万4,000円、18年7月28日は28万円、同年12月25日は28万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は41万2,000円、16年7月27日は33万円、同年12月22日は34万8,000円、17年7月26日は32万4,000円、同年12月26日は26万1,000円、18年7月28日は31万7,000円、同年12月25日は31万1,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日  
⑥ 平成18年7月28日  
⑦ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 12 月 25 日は 41 万 2,000 円、16 年 7 月 27 日は 33 万円、同年 12 月 22 日は 34 万 8,000 円、17 年 7 月 26 日は 32 万 4,000 円、同年 12 月 26 日は 26 万 1,000 円、18 年 7 月 28 日は 31 万 7,000 円、同年 12 月 25 日は 31 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は29万4,000円、16年7月27日は26万5,000円、同年12月22日は27万4,000円、17年7月26日は25万9,000円、同年12月26日は22万8,000円、18年7月28日は27万8,000円、同年12月25日は27万4,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和53年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日  
⑥ 平成18年7月28日  
⑦ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成15年12月25日は29万4,000円、16年7月27日は26万5,000円、同年12月22日は27万4,000円、17年7月26日は25万9,000円、同年12月26日は22万8,000円、18年7月28日は27万8,000円、同年12月25日は27万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は36万4,000円、16年7月27日は28万8,000円、同年12月22日は30万8,000円、17年7月26日は25万9,000円、同年12月26日は22万1,000円、18年7月28日は27万9,000円、同年12月25日は26万7,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日  
⑥ 平成18年7月28日  
⑦ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成15年12月25日は36万4,000円、16年7月27日は28万8,000円、同年12月22日は30万8,000円、17年7月26日は25万9,000円、同年12月26日は22万1,000円、18年7月28日は27万9,000円、同年12月25日は26万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を34万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月25日

A社から、支給された賞与の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、34万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を46万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月25日

A社から、支給された賞与の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、46万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は37万5,000円、16年7月27日は34万7,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成15年12月25日は37万5,000円、16年7月27日は34万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は35万5,000円、16年7月27日は32万7,000円、同年12月22日は36万7,000円、17年7月26日は29万2,000円、同年12月26日は25万8,000円、18年7月28日は28万円、同年12月25日は27万4,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日  
⑥ 平成18年7月28日  
⑦ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成15年12月25日は35万5,000円、16年7月27日は32万7,000円、同年12月22日は36万7,000円、17年7月26日は29万2,000円、同年12月26日は25万8,000円、18年7月28日は28万円、同年12月25日は27万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は40万6,000円、16年7月27日は34万7,000円、同年12月22日は36万5,000円、17年7月26日は33万4,000円、同年12月26日は29万7,000円、18年7月28日は36万2,000円、同年12月25日は30万6,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日  
⑥ 平成18年7月28日  
⑦ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 12 月 25 日は 40 万 6,000 円、16 年 7 月 27 日は 34 万 7,000 円、同年 12 月 22 日は 36 万 5,000 円、17 年 7 月 26 日は 33 万 4,000 円、同年 12 月 26 日は 29 万 7,000 円、18 年 7 月 28 日は 36 万 2,000 円、同年 12 月 25 日は 30 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は27万3,000円、16年7月27日は26万9,000円、同年12月22日は25万5,000円、17年7月26日は24万1,000円、同年12月26日は18万4,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成15年12月25日は27万3,000円、16年7月27日は26万9,000円、同年12月22日は25万5,000円、17年7月26日は24万1,000円、同年12月26日は18万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は41万2,000円、16年7月27日は33万7,000円、同年12月22日は42万2,000円、17年7月26日は35万5,000円、同年12月26日は26万3,000円、18年7月28日は33万6,000円、同年12月25日は28万円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和51年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日  
⑥ 平成18年7月28日  
⑦ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 12 月 25 日は 41 万 2,000 円、16 年 7 月 27 日は 33 万 7,000 円、同年 12 月 22 日は 42 万 2,000 円、17 年 7 月 26 日は 35 万 5,000 円、同年 12 月 26 日は 26 万 3,000 円、18 年 7 月 28 日は 33 万 6,000 円、同年 12 月 25 日は 28 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を24万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和59年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月25日

A社から、支給された賞与の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、24万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は27万5,000円、16年7月27日は16万1,000円、同年12月22日は23万3,000円、17年7月26日は22万5,000円、同年12月26日は18万1,000円、18年7月28日は22万1,000円、同年12月25日は22万5,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和58年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日  
⑥ 平成18年7月28日  
⑦ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 12 月 25 日は 27 万 5,000 円、16 年 7 月 27 日は 16 万 1,000 円、同年 12 月 22 日は 23 万 3,000 円、17 年 7 月 26 日は 22 万 5,000 円、同年 12 月 26 日は 18 万 1,000 円、18 年 7 月 28 日は 22 万 1,000 円、同年 12 月 25 日は 22 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を27万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和58年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月25日

A社から、支給された賞与の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、27万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は29万3,000円、16年7月27日は26万円、同年12月22日は27万7,000円、17年7月26日は23万4,000円、同年12月26日は19万円、18年7月28日は25万3,000円、同年12月25日は23万5,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日  
⑥ 平成18年7月28日  
⑦ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 12 月 25 日は 29 万 3,000 円、16 年 7 月 27 日は 26 万円、同年 12 月 22 日は 27 万 7,000 円、17 年 7 月 26 日は 23 万 4,000 円、同年 12 月 26 日は 19 万円、18 年 7 月 28 日は 25 万 3,000 円、同年 12 月 25 日は 23 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は24万5,000円、16年7月27日は24万4,000円、同年12月22日は23万3,000円、17年7月26日は21万8,000円、同年12月26日は18万円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和59年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 12 月 25 日は 24 万 5,000 円、16 年 7 月 27 日は 24 万 4,000 円、同年 12 月 22 日は 23 万 3,000 円、17 年 7 月 26 日は 21 万 8,000 円、同年 12 月 26 日は 18 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を16万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月25日

A社から、支給された賞与の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、16万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成16年7月27日は32万3,000円、同年12月22日は30万7,000円、17年7月26日は28万8,000円、同年12月26日は23万7,000円、18年7月28日は28万4,000円、同年12月25日は27万9,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和49年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年7月27日  
② 平成16年12月22日  
③ 平成17年7月26日  
④ 平成17年12月26日  
⑤ 平成18年7月28日  
⑥ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の

範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成16年7月27日は32万3,000円、同年12月22日は30万7,000円、17年7月26日は28万8,000円、同年12月26日は23万7,000円、18年7月28日は28万4,000円、同年12月25日は27万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を23万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月27日

A社から、支給された賞与の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、23万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を25万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月27日

A社から、支給された賞与の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、25万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成16年7月27日は30万3,000円、同年12月22日は34万3,000円、17年7月26日は29万5,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月27日  
② 平成16年12月22日  
③ 平成17年7月26日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成16年7月27日は30万3,000円、同年12月22日

は 34 万 3,000 円、17 年 7 月 26 日は 29 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成16年7月27日は22万1,000円、同年12月22日は26万4,000円、17年7月26日は22万6,000円、同年12月26日は17万7,000円、18年7月28日は21万7,000円、同年12月25日は22万4,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和58年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年7月27日  
② 平成16年12月22日  
③ 平成17年7月26日  
④ 平成17年12月26日  
⑤ 平成18年7月28日  
⑥ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の

範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成16年7月27日は22万1,000円、同年12月22日は26万4,000円、17年7月26日は22万6,000円、同年12月26日は17万7,000円、18年7月28日は21万7,000円、同年12月25日は22万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 茨城厚生年金 事案 1414

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成16年7月27日は15万8,000円、同年12月22日は25万円、17年7月26日は21万6,000円、同年12月26日は18万1,000円、18年7月28日は23万4,000円、同年12月25日は22万3,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 55 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 27 日  
② 平成 16 年 12 月 22 日  
③ 平成 17 年 7 月 26 日  
④ 平成 17 年 12 月 26 日  
⑤ 平成 18 年 7 月 28 日  
⑥ 平成 18 年 12 月 25 日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の

範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成16年7月27日は15万8,000円、同年12月22日は25万円、17年7月26日は21万6,000円、同年12月26日は18万1,000円、18年7月28日は23万4,000円、同年12月25日は22万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成16年12月22日は24万9,000円、17年7月26日は23万3,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月22日  
② 平成17年7月26日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成16年12月22日は24万9,000円、17年7月26日は23万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成16年12月22日は23万8,000円、17年7月26日は22万4,000円、同年12月26日は17万2,000円、18年7月28日は22万2,000円、同年12月25日は22万5,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和58年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月22日  
② 平成17年7月26日  
③ 平成17年12月26日  
④ 平成18年7月28日  
⑤ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成 16 年 12 月 22 日は 23 万 8,000 円、17 年 7 月 26 日は 22 万 4,000 円、同年 12 月 26 日は 17 万 2,000 円、18 年 7 月 28 日は 22 万 2,000 円、同年 12 月 25 日は 22 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を24万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月22日

A社から、支給された賞与の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、24万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成16年12月22日は35万2,000円、17年7月26日は29万6,000円、同年12月26日は24万4,000円、18年7月28日は30万3,000円、同年12月25日は25万6,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月22日  
② 平成17年7月26日  
③ 平成17年12月26日  
④ 平成18年7月28日  
⑤ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成16年12月22日は35万2,000円、17年7月26日は29万6,000円、同年12月26日は24万4,000円、18年7月28日は30万3,000円、同年12月25日は25万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成17年7月26日は25万8,000円、同年12月26日は20万9,000円、18年7月28日は25万8,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和61年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月26日  
② 平成17年12月26日  
③ 平成18年7月28日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成17年7月26日は25万8,000円、同年12月26日

は 20 万 9,000 円、18 年 7 月 28 日は 25 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成17年7月26日は37万6,000円、同年12月26日は31万7,000円、18年7月28日は31万2,000円、同年12月25日は27万1,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月26日  
② 平成17年12月26日  
③ 平成18年7月28日  
④ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認でき

る保険料控除額から、平成17年7月26日は37万6,000円、同年12月26日は31万7,000円、18年7月28日は31万2,000円、同年12月25日は27万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成17年7月26日は34万円、同年12月26日は26万円、18年7月28日は33万6,000円、同年12月25日は30万7,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月26日  
② 平成17年12月26日  
③ 平成18年7月28日  
④ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認でき

る保険料控除額から、平成 17 年 7 月 26 日は 34 万円、同年 12 月 26 日は 26 万円、18 年 7 月 28 日は 33 万 6,000 円、同年 12 月 25 日は 30 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成17年7月26日は19万8,000円、同年12月26日は16万4,000円、18年7月28日は22万円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和58年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年7月26日  
② 平成17年12月26日  
③ 平成18年7月28日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成17年7月26日は19万8,000円、同年12月26日は16万4,000円、18年7月28日は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成17年7月26日は23万6,000円、同年12月26日及び18年7月28日は23万円、同年12月25日は24万2,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月26日  
② 平成17年12月26日  
③ 平成18年7月28日  
④ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認でき

る保険料控除額から、平成 17 年 7 月 26 日は 23 万 6,000 円、同年 12 月 26 日及び 18 年 7 月 28 日は 23 万円、同年 12 月 25 日は 24 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成17年12月26日は20万3,000円、18年7月28日は25万円、同年12月25日は24万4,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月26日  
② 平成18年7月28日  
③ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成17年12月26日は20万3,000円、18年7月28日は25万円、同年12月25日は24万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成18年7月28日は24万5,000円、同年12月25日は21万8,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月28日  
② 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成18年7月28日は24万5,000円、同年12月25日は21万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成18年7月28日は20万9,000円、同年12月25日は21万8,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和58年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月28日  
② 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成18年7月28日は20万9,000円、同年12月25日は21万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成18年7月28日は20万1,000円、同年12月25日は19万6,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和61年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月28日  
② 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成18年7月28日は20万1,000円、同年12月25日は19万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成18年7月28日は21万円、同年12月25日は21万4,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和59年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月28日  
② 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成18年7月28日は21万円、同年12月25日は21万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を45万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、45万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は58万円、16年7月27日は58万1,000円、同年12月22日は60万7,000円、17年7月26日は52万1,000円、同年12月26日は43万4,000円、18年7月28日は50万9,000円、同年12月25日は51万8,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日  
⑥ 平成18年7月28日  
⑦ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定す

ることとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成15年12月25日は58万円、16年7月27日は58万1,000円、同年12月22日は60万7,000円、17年7月26日は52万1,000円、同年12月26日は43万4,000円、18年7月28日は50万9,000円、同年12月25日は51万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は81万3,000円、16年7月27日は71万6,000円、同年12月22日は75万円、17年7月26日は64万1,000円、同年12月26日は48万1,000円、18年7月28日及び同年12月25日は56万7,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日  
⑥ 平成18年7月28日  
⑦ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 12 月 25 日は 81 万 3,000 円、16 年 7 月 27 日は 71 万 6,000 円、同年 12 月 22 日は 75 万円、17 年 7 月 26 日は 64 万 1,000 円、同年 12 月 26 日は 48 万 1,000 円、18 年 7 月 28 日及び同年 12 月 25 日は 56 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は69万1,000円、16年7月27日は53万7,000円、同年12月22日は56万2,000円、17年7月26日は50万7,000円、同年12月26日は41万3,000円、18年7月28日及び同年12月25日は46万2,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日  
⑥ 平成18年7月28日  
⑦ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成15年12月25日は69万1,000円、16年7月27日は53万7,000円、同年12月22日は56万2,000円、17年7月26日は50万7,000円、同年12月26日は41万3,000円、18年7月28日及び同年12月25日は46万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は56万4,000円、16年7月27日は49万円、同年12月22日は46万5,000円、17年7月26日は40万5,000円、同年12月26日は33万2,000円、18年7月28日は43万2,000円、同年12月25日は41万2,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日  
⑥ 平成18年7月28日  
⑦ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 12 月 25 日は 56 万 4,000 円、16 年 7 月 27 日は 49 万円、同年 12 月 22 日は 46 万 5,000 円、17 年 7 月 26 日は 40 万 5,000 円、同年 12 月 26 日は 33 万 2,000 円、18 年 7 月 28 日は 43 万 2,000 円、同年 12 月 25 日は 41 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は86万4,000円、16年7月27日は73万2,000円、同年12月22日は80万8,000円、17年7月26日は63万円、同年12月26日は51万5,000円、18年7月28日は58万8,000円、同年12月25日は59万7,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日  
⑥ 平成18年7月28日  
⑦ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 12 月 25 日は 86 万 4,000 円、16 年 7 月 27 日は 73 万 2,000 円、同年 12 月 22 日は 80 万 8,000 円、17 年 7 月 26 日は 63 万円、同年 12 月 26 日は 51 万 5,000 円、18 年 7 月 28 日は 58 万 8,000 円、同年 12 月 25 日は 59 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は54万6,000円、16年7月27日は47万6,000円、同年12月22日は48万9,000円、17年7月26日は43万1,000円、同年12月26日は39万2,000円、18年7月28日は41万9,000円、同年12月25日は43万5,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日  
⑥ 平成18年7月28日  
⑦ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成15年12月25日は54万6,000円、16年7月27日は47万6,000円、同年12月22日は48万9,000円、17年7月26日は43万1,000円、同年12月26日は39万2,000円、18年7月28日は41万9,000円、同年12月25日は43万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は72万6,000円、16年7月27日は61万7,000円、同年12月22日は59万1,000円、17年7月26日は50万8,000円、同年12月26日は43万8,000円、18年7月28日は49万5,000円、同年12月25日は51万4,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和36年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日  
⑥ 平成18年7月28日  
⑦ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 12 月 25 日は 72 万 6,000 円、16 年 7 月 27 日は 61 万 7,000 円、同年 12 月 22 日は 59 万 1,000 円、17 年 7 月 26 日は 50 万 8,000 円、同年 12 月 26 日は 43 万 8,000 円、18 年 7 月 28 日は 49 万 5,000 円、同年 12 月 25 日は 51 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は72万2,000円、16年7月27日は72万円、同年12月22日は62万5,000円、17年7月26日は64万9,000円、同年12月26日は50万5,000円、18年7月28日は60万2,000円、同年12月25日は62万5,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日  
⑥ 平成18年7月28日  
⑦ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 12 月 25 日は 72 万 2,000 円、16 年 7 月 27 日は 72 万円、同年 12 月 22 日は 62 万 5,000 円、17 年 7 月 26 日は 64 万 9,000 円、同年 12 月 26 日は 50 万 5,000 円、18 年 7 月 28 日は 60 万 2,000 円、同年 12 月 25 日は 62 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は66万3,000円、16年7月27日は57万6,000円、同年12月22日は61万円、17年7月26日は55万6,000円、同年12月26日は42万円、18年7月28日は50万4,000円、同年12月25日は51万円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和39年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日  
⑥ 平成18年7月28日  
⑦ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成15年12月25日は66万3,000円、16年7月27日は57万6,000円、同年12月22日は61万円、17年7月26日は55万6,000円、同年12月26日は42万円、18年7月28日は50万4,000円、同年12月25日は51万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は46万2,000円、16年7月27日は41万8,000円、同年12月22日は43万1,000円、17年7月26日は41万2,000円、同年12月26日は31万1,000円、18年7月28日は36万9,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日  
⑥ 平成18年7月28日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の

範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 12 月 25 日は 46 万 2,000 円、16 年 7 月 27 日は 41 万 8,000 円、同年 12 月 22 日は 43 万 1,000 円、17 年 7 月 26 日は 41 万 2,000 円、同年 12 月 26 日は 31 万 1,000 円、18 年 7 月 28 日は 36 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は44万3,000円、16年7月27日は39万5,000円、同年12月22日は37万1,000円、17年7月26日は36万4,000円、同年12月26日は30万1,000円、18年7月28日は38万4,000円、同年12月25日は37万2,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和43年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日  
⑥ 平成18年7月28日  
⑦ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 12 月 25 日は 44 万 3,000 円、16 年 7 月 27 日は 39 万 5,000 円、同年 12 月 22 日は 37 万 1,000 円、17 年 7 月 26 日は 36 万 4,000 円、同年 12 月 26 日は 30 万 1,000 円、18 年 7 月 28 日は 38 万 4,000 円、同年 12 月 25 日は 37 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は37万6,000円、16年7月27日は38万円、同年12月22日は39万8,000円、17年7月26日は34万2,000円、同年12月26日は28万1,000円、18年7月28日は36万6,000円、同年12月25日は36万3,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日  
⑥ 平成18年7月28日  
⑦ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 12 月 25 日は 37 万 6,000 円、16 年 7 月 27 日は 38 万円、同年 12 月 22 日は 39 万 8,000 円、17 年 7 月 26 日は 34 万 2,000 円、同年 12 月 26 日は 28 万 1,000 円、18 年 7 月 28 日は 36 万 6,000 円、同年 12 月 25 日は 36 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は55万5,000円、16年7月27日は49万7,000円、同年12月22日は42万1,000円、17年7月26日は39万8,000円、同年12月26日は33万5,000円、18年7月28日は39万3,000円、同年12月25日は41万3,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日  
⑥ 平成18年7月28日  
⑦ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 12 月 25 日は 55 万 5,000 円、16 年 7 月 27 日は 49 万 7,000 円、同年 12 月 22 日は 42 万 1,000 円、17 年 7 月 26 日は 39 万 8,000 円、同年 12 月 26 日は 33 万 5,000 円、18 年 7 月 28 日は 39 万 3,000 円、同年 12 月 25 日は 41 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は54万5,000円、16年7月27日は48万2,000円、同年12月22日は51万4,000円、17年7月26日は43万4,000円、同年12月26日は36万6,000円、18年7月28日は41万9,000円、同年12月25日は43万1,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日  
⑥ 平成18年7月28日  
⑦ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成15年12月25日は54万5,000円、16年7月27日は48万2,000円、同年12月22日は51万4,000円、17年7月26日は43万4,000円、同年12月26日は36万6,000円、18年7月28日は41万9,000円、同年12月25日は43万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は51万5,000円、16年7月27日は45万4,000円、同年12月22日は47万7,000円、17年7月26日は41万4,000円、同年12月26日は31万4,000円、18年7月28日は40万2,000円、同年12月25日は40万9,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日  
⑥ 平成18年7月28日  
⑦ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 12 月 25 日は 51 万 5,000 円、16 年 7 月 27 日は 45 万 4,000 円、同年 12 月 22 日は 47 万 7,000 円、17 年 7 月 26 日は 41 万 4,000 円、同年 12 月 26 日は 31 万 4,000 円、18 年 7 月 28 日は 40 万 2,000 円、同年 12 月 25 日は 40 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は40万2,000円、16年7月27日は35万円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成15年12月25日は40万2,000円、16年7月27日は35万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を43万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月25日

A社から、支給された賞与の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、43万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は40万2,000円、16年7月27日は35万5,000円、同年12月22日は37万3,000円、17年7月26日は32万5,000円、同年12月26日は26万5,000円、18年7月28日は31万7,000円、同年12月25日は34万2,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日  
⑥ 平成18年7月28日  
⑦ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成15年12月25日は40万2,000円、16年7月27日は35万5,000円、同年12月22日は37万3,000円、17年7月26日は32万5,000円、同年12月26日は26万5,000円、18年7月28日は31万7,000円、同年12月25日は34万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は48万2,000円、16年7月27日は38万1,000円、同年12月22日は40万円、17年7月26日は34万1,000円、同年12月26日は28万4,000円、18年7月28日は33万6,000円、同年12月25日は36万2,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日  
⑥ 平成18年7月28日  
⑦ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 12 月 25 日は 48 万 2,000 円、16 年 7 月 27 日は 38 万 1,000 円、同年 12 月 22 日は 40 万円、17 年 7 月 26 日は 34 万 1,000 円、同年 12 月 26 日は 28 万 4,000 円、18 年 7 月 28 日は 33 万 6,000 円、同年 12 月 25 日は 36 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は56万9,000円、16年7月27日は49万1,000円、同年12月22日は47万9,000円、17年7月26日は44万7,000円、同年12月26日は35万7,000円、18年7月28日は43万2,000円、同年12月25日は44万円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日  
⑥ 平成18年7月28日  
⑦ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 12 月 25 日は 56 万 9,000 円、16 年 7 月 27 日は 49 万 1,000 円、同年 12 月 22 日は 47 万 9,000 円、17 年 7 月 26 日は 44 万 7,000 円、同年 12 月 26 日は 35 万 7,000 円、18 年 7 月 28 日は 43 万 2,000 円、同年 12 月 25 日は 44 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は45万6,000円、16年7月27日は40万9,000円、同年12月22日は42万2,000円、17年7月26日は35万8,000円、同年12月26日は29万2,000円、18年7月28日は32万6,000円、同年12月25日は34万8,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日  
⑥ 平成18年7月28日  
⑦ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 12 月 25 日は 45 万 6,000 円、16 年 7 月 27 日は 40 万 9,000 円、同年 12 月 22 日は 42 万 2,000 円、17 年 7 月 26 日は 35 万 8,000 円、同年 12 月 26 日は 29 万 2,000 円、18 年 7 月 28 日は 32 万 6,000 円、同年 12 月 25 日は 34 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は40万2,000円、16年7月27日は35万7,000円、同年12月22日は38万4,000円、17年7月26日は36万円、同年12月26日は28万9,000円、18年7月28日は31万8,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和50年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日  
⑥ 平成18年7月28日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の

範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成15年12月25日は40万2,000円、16年7月27日は35万7,000円、同年12月22日は38万4,000円、17年7月26日は36万円、同年12月26日は28万9,000円、18年7月28日は31万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は39万2,000円、16年7月27日は34万7,000円、同年12月22日は36万4,000円、17年7月26日は31万3,000円、同年12月26日は26万円、18年7月28日は28万1,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日  
⑥ 平成18年7月28日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の

範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成15年12月25日は39万2,000円、16年7月27日は34万7,000円、同年12月22日は36万4,000円、17年7月26日は31万3,000円、同年12月26日は26万円、18年7月28日は28万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は41万8,000円、16年7月27日は37万円、同年12月22日は38万6,000円、17年7月26日は33万3,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認でき

る保険料控除額から、平成 15 年 12 月 25 日は 41 万 8,000 円、16 年 7 月 27 日は 37 万円、同年 12 月 22 日は 38 万 6,000 円、17 年 7 月 26 日は 33 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は66万5,000円、16年7月27日は57万9,000円、同年12月22日は60万8,000円、17年7月26日は51万7,000円、同年12月26日は41万5,000円、18年7月28日は50万3,000円、同年12月25日は50万円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日  
⑥ 平成18年7月28日  
⑦ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成15年12月25日は66万5,000円、16年7月27日は57万9,000円、同年12月22日は60万8,000円、17年7月26日は51万7,000円、同年12月26日は41万5,000円、18年7月28日は50万3,000円、同年12月25日は50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を52万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月25日

A社から、支給された賞与の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、52万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は35万3,000円、16年7月27日は30万7,000円、同年12月22日は33万8,000円、17年7月26日は29万円、同年12月26日は24万7,000円、18年7月28日は28万9,000円、同年12月25日は31万2,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日  
⑥ 平成18年7月28日  
⑦ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 12 月 25 日は 35 万 3,000 円、16 年 7 月 27 日は 30 万 7,000 円、同年 12 月 22 日は 33 万 8,000 円、17 年 7 月 26 日は 29 万円、同年 12 月 26 日は 24 万 7,000 円、18 年 7 月 28 日は 28 万 9,000 円、同年 12 月 25 日は 31 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は44万3,000円、16年7月27日は38万2,000円、同年12月22日は39万9,000円、17年7月26日は34万4,000円、同年12月26日は32万4,000円、18年7月28日は36万2,000円、同年12月25日は36万4,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和50年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日  
⑥ 平成18年7月28日  
⑦ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成15年12月25日は44万3,000円、16年7月27日は38万2,000円、同年12月22日は39万9,000円、17年7月26日は34万4,000円、同年12月26日は32万4,000円、18年7月28日は36万2,000円、同年12月25日は36万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は38万8,000円、16年7月27日は30万6,000円、同年12月22日は32万2,000円、17年7月26日は30万円、同年12月26日は23万円、18年7月28日は30万円、同年12月25日は30万7,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和51年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日  
⑥ 平成18年7月28日  
⑦ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成15年12月25日は38万8,000円、16年7月27日は30万6,000円、同年12月22日は32万2,000円、17年7月26日は30万円、同年12月26日は23万円、18年7月28日は30万円、同年12月25日は30万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は34万3,000円、16年7月27日は31万3,000円、同年12月22日は32万2,000円、17年7月26日は27万7,000円、同年12月26日は23万3,000円、18年7月28日は29万6,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和53年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日  
⑥ 平成18年7月28日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の

範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 12 月 25 日は 34 万 3,000 円、16 年 7 月 27 日は 31 万 3,000 円、同年 12 月 22 日は 32 万 2,000 円、17 年 7 月 26 日は 27 万 7,000 円、同年 12 月 26 日は 23 万 3,000 円、18 年 7 月 28 日は 29 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は34万4,000円、16年7月27日は31万1,000円、同年12月22日は32万3,000円、17年7月26日は27万7,000円、同年12月26日は22万9,000円、18年7月28日は27万6,000円、同年12月25日は30万4,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和52年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日  
⑥ 平成18年7月28日  
⑦ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成15年12月25日は34万4,000円、16年7月27日は31万1,000円、同年12月22日は32万3,000円、17年7月26日は27万7,000円、同年12月26日は22万9,000円、18年7月28日は27万6,000円、同年12月25日は30万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は37万6,000円、16年7月27日は33万3,000円、同年12月22日は35万5,000円、17年7月26日は27万4,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認でき

る保険料控除額から、平成 15 年 12 月 25 日は 37 万 6,000 円、16 年 7 月 27 日は 33 万 3,000 円、同年 12 月 22 日は 35 万 5,000 円、17 年 7 月 26 日は 27 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は45万1,000円、16年7月27日は38万8,000円、同年12月22日は38万9,000円、17年7月26日は35万4,000円、同年12月26日は26万9,000円、18年7月28日は34万9,000円、同年12月25日は36万6,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和45年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日  
⑥ 平成18年7月28日  
⑦ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成15年12月25日は45万1,000円、16年7月27日は38万8,000円、同年12月22日は38万9,000円、17年7月26日は35万4,000円、同年12月26日は26万9,000円、18年7月28日は34万9,000円、同年12月25日は36万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は37万9,000円、16年7月27日は33万9,000円、同年12月22日は35万2,000円、17年7月26日は29万8,000円、同年12月26日は24万円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成15年12月25日は37万9,000円、16年7月27日は33万9,000円、同年12月22日は35万2,000円、17年7月26日は29万8,000円、同年12月26日は24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は40万7,000円、16年7月27日は35万6,000円、同年12月22日は33万7,000円、17年7月26日は31万7,000円、同年12月26日は25万9,000円、18年7月28日は30万7,000円、同年12月25日は35万3,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和49年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日  
⑥ 平成18年7月28日  
⑦ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 12 月 25 日は 40 万 7,000 円、16 年 7 月 27 日は 35 万 6,000 円、同年 12 月 22 日は 33 万 7,000 円、17 年 7 月 26 日は 31 万 7,000 円、同年 12 月 26 日は 25 万 9,000 円、18 年 7 月 28 日は 30 万 7,000 円、同年 12 月 25 日は 35 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は43万3,000円、16年7月27日は38万1,000円、同年12月22日は40万4,000円、17年7月26日は34万3,000円、同年12月26日は28万6,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成15年12月25日は43万3,000円、16年7月27日は38万1,000円、同年12月22日は40万4,000円、17年7月26日は34万3,000円、同年12月26日は28万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は32万3,000円、16年7月27日は28万5,000円、同年12月22日は29万8,000円、17年7月26日は26万5,000円、同年12月26日は22万1,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 12 月 25 日は 32 万 3,000 円、16 年 7 月 27 日は 28 万 5,000 円、同年 12 月 22 日は 29 万 8,000 円、17 年 7 月 26 日は 26 万 5,000 円、同年 12 月 26 日は 22 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は29万9,000円、16年7月27日は33万1,000円、同年12月22日は32万6,000円、17年7月26日は27万5,000円、同年12月26日は23万4,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成15年12月25日は29万9,000円、16年7月27日は33万1,000円、同年12月22日は32万6,000円、17年7月26日は27万5,000円、同年12月26日は23万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は49万円、16年7月27日は42万4,000円、同年12月22日は44万9,000円、17年7月26日は37万7,000円、同年12月26日は30万9,000円、18年7月28日は37万5,000円、同年12月25日は38万9,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日  
⑥ 平成18年7月28日  
⑦ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成15年12月25日は49万円、16年7月27日は42万4,000円、同年12月22日は44万9,000円、17年7月26日は37万7,000円、同年12月26日は30万9,000円、18年7月28日は37万5,000円、同年12月25日は38万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は35万1,000円、16年7月27日は35万円、同年12月22日は33万8,000円、17年7月26日は31万7,000円、同年12月26日は25万9,000円、18年7月28日は31万7,000円、同年12月25日は33万6,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日  
⑥ 平成18年7月28日  
⑦ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 12 月 25 日は 35 万 1,000 円、16 年 7 月 27 日は 35 万円、同年 12 月 22 日は 33 万 8,000 円、17 年 7 月 26 日は 31 万 7,000 円、同年 12 月 26 日は 25 万 9,000 円、18 年 7 月 28 日は 31 万 7,000 円、同年 12 月 25 日は 33 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は33万1,000円、16年7月27日は33万円、同年12月22日は31万9,000円、17年7月26日は31万4,000円、同年12月26日は26万3,000円、18年7月28日は30万1,000円、同年12月25日は32万円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和55年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日  
⑥ 平成18年7月28日  
⑦ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 12 月 25 日は 33 万 1,000 円、16 年 7 月 27 日は 33 万円、同年 12 月 22 日は 31 万 9,000 円、17 年 7 月 26 日は 31 万 4,000 円、同年 12 月 26 日は 26 万 3,000 円、18 年 7 月 28 日は 30 万 1,000 円、同年 12 月 25 日は 32 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は35万5,000円、16年7月27日は31万円、同年12月22日は29万8,000円、17年7月26日は29万1,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認でき

る保険料控除額から、平成 15 年 12 月 25 日は 35 万 5,000 円、16 年 7 月 27 日は 31 万円、同年 12 月 22 日は 29 万 8,000 円、17 年 7 月 26 日は 29 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は45万3,000円、16年7月27日は40万2,000円、同年12月22日は42万円、17年7月26日は39万4,000円、同年12月26日は30万1,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月26日  
⑤ 平成17年12月26日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の

範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 12 月 25 日は 45 万 3,000 円、16 年 7 月 27 日は 40 万 2,000 円、同年 12 月 22 日は 42 万円、17 年 7 月 26 日は 39 万 4,000 円、同年 12 月 26 日は 30 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年12月25日は34万6,000円、16年7月27日は29万3,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和57年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月27日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成15年12月25日は34万6,000円、16年7月27日は29万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成16年7月27日は29万5,000円、同年12月22日は31万6,000円、17年7月26日は28万9,000円、同年12月26日は26万6,000円、18年7月28日は30万7,000円、同年12月25日は33万1,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和56年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年7月27日  
② 平成16年12月22日  
③ 平成17年7月26日  
④ 平成17年12月26日  
⑤ 平成18年7月28日  
⑥ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の

範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成16年7月27日は29万5,000円、同年12月22日は31万6,000円、17年7月26日は28万9,000円、同年12月26日は26万6,000円、18年7月28日は30万7,000円、同年12月25日は33万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成16年7月27日は38万1,000円、同年12月22日は37万円、17年7月26日は37万4,000円、同年12月26日は27万9,000円、18年7月28日は33万6,000円、同年12月25日は40万3,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月27日  
② 平成16年12月22日  
③ 平成17年7月26日  
④ 平成17年12月26日  
⑤ 平成18年7月28日  
⑥ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の

範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成16年7月27日は38万1,000円、同年12月22日は37万円、17年7月26日は37万4,000円、同年12月26日は27万9,000円、18年7月28日は33万6,000円、同年12月25日は40万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成17年7月26日は36万7,000円、同年12月26日は28万8,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月26日  
② 平成17年12月26日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成17年7月26日は36万7,000円、同年12月26日は28万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を32万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月26日

A社から、支給された賞与の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、32万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成17年7月26日は8万5,000円、同年12月26日は21万4,000円、18年7月28日は27万2,000円、同年12月25日は30万2,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和59年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月26日  
② 平成17年12月26日  
③ 平成18年7月28日  
④ 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認でき

る保険料控除額から、平成 17 年 7 月 26 日は 8 万 5,000 円、同年 12 月 26 日は 21 万 4,000 円、18 年 7 月 28 日は 27 万 2,000 円、同年 12 月 25 日は 30 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成18年7月28日は27万5,000円、同年12月25日は28万1,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和57年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月28日  
② 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成18年7月28日は27万5,000円、同年12月25日は28万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成18年7月28日は34万3,000円、同年12月25日は34万5,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月28日  
② 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成18年7月28日は34万3,000円、同年12月25日は34万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を7万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和60年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月28日

A社から、支給された賞与の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、7万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成18年7月28日は8万2,000円、同年12月25日は26万5,000円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和60年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月28日  
② 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成18年7月28日は8万2,000円、同年12月25日は26万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を平成18年7月28日は7万8,000円、同年12月25日は27万円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和59年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月28日  
② 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与（7月及び12月の年2回支給）の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準賞与額の届出漏れについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成18年7月28日は7万8,000円、同年12月25日は27万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を24万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月25日

A社から、支給された賞与の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、24万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を25万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 59 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 25 日

A社から、支給された賞与の記録が漏れているとの連絡を受けた。会社が提出した賃金台帳から分かるとおおり、厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、年金記録に追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、25万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 3 月から 38 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月から 38 年 9 月まで

ねんきん特別便を確認したところ、昭和 37 年 3 月から 38 年 9 月までの国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間当時、学生であったため、A 市区町村に住んでいたが、国民年金の保険料については、父母が加入し、納税組合を通じて、私が結婚した昭和 38 年 9 月まで納付していたはずである。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日により、昭和 44 年 4 月 15 日以降に申立人の夫と同時に加入手続を行ったものと考えられること、及び国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、42 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料について、夫とともに過年度納付していることが確認できることから、加入手続時点において、納付可能な期間の保険料のみを納付したものと考えられる。

また、申立人は、申立人の父母が国民年金の加入手続を行い、納税組合を通して、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人の父母も他界しているため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 5 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月から 58 年 3 月まで

ねんきん特別便を確認したところ、昭和 57 年 5 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料が未納とされていた。

昭和 57 年 5 月に会社を退職し、同年 7 月頃に A 市区町村役場から督促状が届いたため、同役場に出向き、窓口で滞納分の保険料を納付し、国民年金の加入手続を行った。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

B 市区町村に照会したところ、申立人の国民健康保険の加入記録を昭和 57 年 5 月 2 日から 58 年 4 月 6 日までの期間について確認できる旨の回答が得られたものの、国民年金に加入した時期は、直前の満 20 歳到達日の強制加入者の国民年金手帳記号番号から、平成 5 年 \* 月 \* 日以降と考えられ、この時点では、申立期間については、時効により、保険料を納付することはできない。

また、申立期間について、申立人は、A 市区町村役場において国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、仮に、申立期間当時に国民年金の加入手続を行った場合、申立人の居住地を管轄する社会保険事務所（当時）において払い出される国民年金手帳記号は「\*」であるが、申立人には、この記号による国民年金手帳が払い出された形跡が見当たらず、申立期間については、国民年金被保険者資格を有していないため、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、厚生年金被保険者資格を喪失後、B 市区町村から国民年金保険料の督促状が届いたため、同市区町村において、滞納分の保険料を納付後、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、同役場に照会したところ、申立期間当時、同市区町村では、国民年金加入手続後に納付書を送付しており、未加入者に督促状の送付は行っていなかった旨の回答が得られたことから、申立人の主張には、矛盾が認められる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計

簿、確定申告書等)が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 5 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 5 月から 56 年 3 月まで  
年金事務所に照会したところ、昭和 55 年 5 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料が未納の記録となっていた。厚生年金保険被保険者資格を喪失したことから、昭和 55 年 5 月頃に国民年金の加入手続を A 市区町村役場で行い、申立期間の保険料については、納付期限内に B 銀行 C 支店で納付したはずである。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失したことから、昭和 55 年 5 月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付期限内に納付していたと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時期は、申立人の納付記録及び直前の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、57 年 2 月 15 日から同年 3 月 26 日の間と考えられ、申立人は、申立期間の国民年金保険料を後からまとめて納付したことはないとしており、申立期間の保険料について、過年度納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立人は、申立期間の国民年金保険料は、A 市区町村役場から送付されてきた納付書により納付したと主張しているところ、A 市区町村役場から、過年度分の国民年金保険料納付書を現年度分納付書と一緒に送付することはなかった旨の回答が得られた。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から60年3月まで  
ねんきん定期便を確認したところ、昭和58年10月から60年3月までの国民年金保険料が未納となっていた。

20歳になった時は、学生であったが、2か月ないし3か月ほどした頃に、A市区町村役場から、国民年金の加入手続を行い、20歳からの分の保険料を納付してほしい旨の連絡があったため、母が、昭和59年1月から同年3月頃に、同役場において、国民年金の加入手続を行い、58年10月分からの保険料、5か月分ないし6か月分をまとめて納付し、その後は、納税組合を通じて、家族の分と一緒に保険料を納付したはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が、昭和59年1月から同年3月頃に、A市区町村役場において国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、仮に、申立人の主張どおりであれば、申立人の国民年金手帳記号は、B市区町村を管轄する社会保険事務所（当時）において払い出される「\*」となるべきであるが、申立人の同記号は、C社会保険事務所（当時）管内の市町村に払い出される「\*」であり、当該社会保険事務所が設置された60年3月1日以降に発行されたものであることが確認できるとともに、申立人が国民年金に加入した時期は、直前の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、同年4月25日以降と考えられることから、申立内容に矛盾が認められる。

また、オンライン記録により、申立人には、昭和61年7月8日に、国民年金保険料の過年度納付書が発行されていることが確認できることから、この時点において、申立人は申立期間の一部について、保険料が未納であったことが推認できる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、申立期間の保険料を過年度納付したことをうか

がわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年4月から53年3月まで

ねんきん定期便を確認したところ、昭和45年4月から53年3月までの国民年金保険料が未納となっていた。

私は、最初の頃は国民年金保険料を納付していない時期があることは知っていたが、昭和47年4月に開業した後、49年4月に結婚して、妻と一緒に国民年金に加入し、保険料を納付した。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、直前の任意加入者の国民年金手帳記号番号により、昭和54年3月7日以降と考えられ、この時点では、申立期間の大半については、時効により国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人が国民年金保険料と一緒に納付したとする申立人の元妻も申立期間の保険料が未納となっている。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、事実、申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 2 月 5 日から 59 年 2 月 26 日まで  
② 昭和 63 年 3 月 15 日から平成 3 年 4 月 16 日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社及びB社に勤務していた申立期間①及び②について、加入記録が無いことが判明した。

私は、昭和 44 年 2 月にC社に入社し、その後、同社が事業所をD市区町村に移転し、社名をA社に変更した際、当時の社長から取締役就任の要請を受け、取締役就任し、以後、平成 7 年 3 月に退職するまで、継続して同社に勤務していた。

このことから、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚及びB社の事業主の証言から、申立人が同社に在籍していたことは推認できる。

一方、労働局に照会したところ、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は確認できない旨の回答が得られた。

また、B社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「被保険者資格喪失確認通知書」により、申立人は、昭和 48 年 6 月 11 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、51 年 2 月 5 日に喪失した後、59 年 2 月 26 日に再取得し、63 年 3 月 15 日に喪失していることが確認できる。

さらに、B社の事業主に照会したところ、申立人は、A社の設立時、専務取締役就任したが、2年程で解任され、以後、平成 8 年 8 月まで、B社に非常勤取締役として在籍していた旨の証言が得られた。

加えて、上記事業主から、非常勤役員については、原則、厚生年金保険に未加入としていたものの、申立人からの申し出により、昭和 59 年 2 月 26 日から

63年3月15日までの期間及び平成3年4月16日から7年3月1日までの期間について、申立人を厚生年金保険に加入させていた旨の証言が得られた。

また、申立期間当時、B社において社会保険事務を担当していた者に照会したところ、前述と同様の証言が得られたほか、自身が昭和55年に同社に入社した頃、会社の業績が良くなかったことから、役員に対して役員報酬は支払われておらず、また、従業員は国民年金に加入していたという旨の証言が得られた。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 5 月 7 日から同年 8 月 13 日まで  
② 昭和 51 年 4 月 1 日から同年 5 月 26 日まで  
③ 平成 6 年 5 月頃から 9 年 2 月 28 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 50 年 5 月 7 日から同年 8 月 13 日までの期間、B社に勤務していた 51 年 4 月 1 日から同年 5 月 26 日までの期間及びC社に勤務していた平成 6 年 5 月頃から 9 年 2 月 28 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

各申立期間について、それぞれの事業所に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社において、季節労働者として勤務していたと主張しているところ、労働局から、申立人は、同社において、「季節的に雇用される者」として雇用保険に加入していたことが確認できる旨の回答が得られた。

一方、当該期間当時、A社は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるところ、当時の社長から、臨時雇用の労働者や季節労働者は厚生年金保険には加入させていなかったと思う旨の証言が得られた。

また、当該期間当時、A社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、連絡先の判明した 6 人に照会したところ、1 人から回答が得られたものの、申立人の当該期間における厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の原票は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える。これは考え難い。

2 申立期間②について、申立人は、B社において、季節労働者として勤務していたと主張しているところ、労働局から、申立人は、同社において、「季節的に雇用される者」として雇用保険に加入していたことが確認できる旨の回答が得られた。

一方、当該期間当時、B社は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるところ、同社から、臨時雇用の労働者や季節労働者の場合、雇用期間も限られており、厚生年金保険には加入させていなかったと思う旨の回答が得られた。

また、当該期間当時、B社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、連絡先の判明した6人に照会したところ、4人から回答が得られたものの、申立人の当該期間における厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の原票は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える。難しい。

3 申立期間③について、労働局に照会したところ、申立人のC社に係る雇用保険の加入記録は無い旨の回答が得られた。

また、C社に照会したところ、同社が管理する社員名簿等に申立人の名前が無いことから、申立人の当該期間における勤務について確認できない旨のほか、正社員以外の従業員は厚生年金保険に加入させていない旨の回答が得られた。

さらに、当該期間当時、C社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、連絡先の判明した6人に照会したところ、1人から回答が得られたものの、申立人の当該期間における勤務状況等について具体的な証言は得られなかった。

4 このほか、各申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 3 月 5 日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 3 月 5 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。  
私は、当時の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを記憶しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にA社に勤務していたことは、同僚の証言から推認できる。一方、A社の取締役等に照会したところ、申立期間当時の資料は残存していないため、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用については不明である旨の回答が得られた。

また、申立人が名前を挙げた同僚 10 人のうち、4 人（申立人が自身と同年齢で同時期に入社したとして名前を挙げた同僚 3 人を含む。）については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が無い。

さらに、申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者資格を有していた同僚 27 人のうち、存命中で連絡先が判明した 11 人に照会したところ、回答が得られた 7 人のうち 3 人（うち 2 人は、申立人と同じく中学卒業後に入社）から、自身の記憶する勤務開始時期より、厚生年金保険の被保険者資格取得時期が 1 年 4 か月ないし 4 年 3 か月遅れている旨の証言が得られ、いずれも入社してから申立期間の月数（11 月）以上の期間を経過して被保険者資格を取得している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前

は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月から 38 年 11 月 1 日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 37 年 5 月から 38 年 11 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

上記期間について、A社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は昭和 55 年 4 月 10 日に解散している上、申立期間当時の代表者の連絡先も不明のため、照会することができない。

また、申立期間に、A社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、連絡先の判明した 4 人に照会したところ、2 人から回答が得られたものの、申立人の名前を記憶しておらず、申立期間における申立人の勤務状況等について具体的な証言を得ることはできなかった。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人が名前を挙げた同僚 3 人の名前も無いことから、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月 1 日から 49 年 11 月 1 日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和 47 年 10 月 1 日から 49 年 11 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、昭和 47 年 10 月 1 日から 50 年 1 月 23 日までの期間、A社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

労働局に照会したところ、申立人のA社に係る雇用保険被保険者記録は、資格取得日が昭和 47 年 7 月 10 日、離職日が 50 年 1 月 23 日である旨の回答が得られたことから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは確認できる。

一方、申立期間にA社における厚生年金保険の被保険者資格を有していた同僚 15 人のうち、連絡先が判明した 4 人に照会したところ、2 人から回答が得られ、そのうちの 1 人から、同社では、入社後しばらくの期間、従業員を厚生年金保険に加入させていなかった旨の証言が得られた。

また、上記同僚のうち、二人について、労働局に雇用保険被保険者記録を照会したところ、うち一人については、資格取得日が厚生年金保険資格取得日の 2 か月前である旨のほか、他の一人については、加入記録が無い旨の回答が得られたことから、A社においては、雇用保険と厚生年金保険を必ずしも同時に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

さらに、A社に照会したところ、申立期間の資料は残存していないため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについては、不明である旨の回答が得られたほか、申立期間の役員は、連絡先が不明又は既に他界していることから、照会することができない。

加えて、申立人に係る国民年金被保険者台帳により、申立人は、申立期間に

係る国民年金保険料を現年度納付していることが確認できるとともに、申立人のA社における厚生年金保険加入期間である昭和49年11月及び同年12月の国民年金保険料が、後から還付されていることが確認できる。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月 1 日から平成 7 年 1 月 18 日まで  
日本年金機構から届いた標準報酬月額の確認通知によると、昭和 63 年 10 月から平成 6 年 12 月までの期間について、A社における標準報酬月額が実際の給与の額と相違している。

このことから、申立期間の標準報酬月額を正しい金額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、昭和 63 年 10 月から平成 2 年 7 月までは 38 万円、同年 8 月から 5 年 9 月までは 53 万円、同年 10 月から同年 12 月までは 41 万円、6 年 1 月から同年 12 月までは 30 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である 7 年 1 月 18 日より後の同年 2 月 3 日付けで、昭和 63 年 10 月 1 日に遡及して訂正され、同年 10 月から平成 6 年 10 月までが 8 万円に、同年 11 月及び同年 12 月が 9 万 2,000 円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社に係る閉鎖登記簿謄本により、申立期間当時、申立人は同社の取締役を務めていたことが確認できる。

また、申立人は、社会保険事務に係る書類の作成や届出については、経理担当者にまかせており、当該年金記録の届出についても経理担当者が行ったと主張しているものの、自身について、代表取締役の妻であり、経理部長としてA社に勤務し、社会保険事務の責任者であったとしている。

さらに、申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなる前に、社会保険料の滞納があったとしているところ、前述の経理担当者から、未納を解消するために役員の報酬を引き下げて保険料に充当した旨の報告を受けたかもしれないとしている。

加えて、申立期間当時、A社に勤務していた従業員 22 人のうち 13 人に照会

したところ、10 人から回答があり、うち5人が社会保険事務の責任者であったとして申立人の名前を挙げているほか、そのうちの1人から、申立人は社会保険の事務に関する決定について権限を持っていた旨の証言が得られた。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社において社会保険事務の責任者であり、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に関与しながら、その処理が有効でないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月 1 日から平成 7 年 1 月 18 日まで  
日本年金機構から届いた標準報酬月額の確認通知によると、昭和 63 年 10 月から平成 6 年 12 月までの期間について、A社における標準報酬月額が実際の給与の額と相違している。

このことから、申立期間の標準報酬月額を正しい金額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、昭和 63 年 10 月から平成 2 年 9 月までは 47 万円、同年 10 月から 6 年 12 月までは 53 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である 7 年 1 月 18 日より後の同年 2 月 3 日付けで、昭和 63 年 10 月 1 日に遡及して訂正され、同年 10 月から平成 6 年 10 月までが 8 万円に、同年 11 月及び同年 12 月が 9 万 2,000 円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社に係る閉鎖登記簿謄本により、申立期間当時、申立人は同社の代表取締役を務めていたことが確認できる。

また、申立期間当時、申立人が社会保険事務について一任していた、経理部の責任者である申立人の妻は、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなる前に、社会保険料の滞納があったとしているところ、当該年金記録の届出を含む、社会保険事務に係る書類の作成や届出を行っていた経理担当者から、未納を解消するために役員の報酬を引き下げて保険料に充当した旨の報告を受けたかもしれないとしている。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、代表取締役でありながらも、主に建築部長として勤務していたとしているが、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人が、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年5月12日から38年3月1日まで  
年金事務所では厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。私は、当時、脱退手当金の制度を知らず、受給した記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人に脱退手当金が支給されたことを示す「脱」表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の実支給額についても法定支給額と一致し、計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和38年6月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社における被保険者のうち、同社が厚生年金保険の適用事業所となった時から申立人が資格を取得する前に資格を取得し、申立期間前後まで資格を有する者42人及び申立人より後に被保険者資格を取得した50人の合計92人のうち、女性は51人確認できる。そのうち、申立人の前後2年間に被保険者資格を喪失した者は30人確認でき、そのうち、受給資格を有する20人について、脱退手当金の受給状況を調査したところ、16人について、脱退手当金が支給済みである旨の記録が確認できることを踏まえると、申立期間についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

このほか、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。